

2015 後期 LS (本)

受験番号

2015 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

## 専門論文試験 憲法・民法・刑法

(180分)

### 受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

## 専門論文試験 憲法

### 【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。

#### 〔事例〕

Y県では、条例（以下、「本条例」という。）により、「道路その他公共の場所（以下、「道路等」という。）で集会若しくは集団行進（以下、「集会等」という。）を行おうとするとき、Y県公安委員会の許可を受けなければならない」（1条）と規定しており、集会等のための公園使用は許可制となっていた。しかし、他方で、「公安委員会は、集会等を行うために道路等の使用申請があったときは、集会等の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない。但し、許可に際して、公共の秩序または公衆衛生の保持、集会等の秩序保持、静穏保持に関し、必要な条件をつけることができる」（3条）と規定していた。

Xらは、環境保護を掲げて活動する市民グループの構成員である。Xらは、これまで、原子力発電所の再稼働に積極的な自治体に出向いては、そこで抗議集会を行ってきた。20××年4月にA県内の公園で行った抗議集会では、一部の参加者が発煙筒を炊き、それが横断幕に引火するなど混乱が生じ、参加者の数人が軽傷を負った。

その約2ヶ月後の20××年6月、Xらは、A県の隣県であるY県において、再び原発再稼働の反対集会を開催することにした。そこで、Xらは、Y県が管理するB公園の使用許可を申請したところ、Y県公安委員会は、本件集会を行うと、公園の管理に支障があり、一般市民の利用も著しく阻害されることを理由に、公園の使用を不許可とした。

これに対して、Xらは、不許可処分の取消訴訟を提起することにした。

#### 〔設問1〕

本条例に含まれる憲法上の問題点を指摘したうえで、本条例が合憲である旨を、判例に即して、論じなさい。

#### 〔設問2〕

あなたがXの訴訟代理人となった場合、不許可処分についてどのような憲法上の主張を行うか、論じなさい。

#### 〔設問3〕

〔設問2〕の主張に対し、Y県側はどのような反論を行うことができるか、論じなさい。

### 【第2問】

内閣の法案提出権が認められる理由を、3つ挙げなさい。

## 専門論文試験 民法

### 【問題】

以下の事例を読んで、〔設問〕に答えなさい。

### 〔事例〕

郷里を離れて大学に通い出した18歳の学生Aは、友人が痩身エステサロンに通ってきれいになっているのを見て、自分もエステサロンに通いたいと思っていたところ、祖母の形見として20万円相当の指輪を所有していたので、既に大学を卒業して会社に就職している先輩Bに15万円で購入してほしいと申し出た。Bは、指輪を気に入り、15万円で購入することを承諾し、Aに15万円を支払って、指輪を受け取った。

Aは、受け取った15万円の中から10万円を使ってエステサロンに通ったので、今は5万円しか残っておらず、Aは、他に現金を持っていない。

Aは、祖母の形見を先輩に売り渡したことを知った母から祖母の形見は手放すものではないとひどく怒られ、先輩から指輪を返してもらおうようにきつく言われたので、Bから指輪を返してもらいたいと思っている。

### 〔設問〕

- 1 Aは、母の言い付けに従って、Bから指輪を返してもらいたいと考えている。その場合のAとBとの法律関係について述べよ。
- 2 仮に、指輪の売買をしたのが6歳の子供Aであった場合、AとBとの指輪の売買契約の法的効果はどうなるかを述べよ。

## 専門論文試験 刑法

### 【問題】

以下の〔事例〕に基づき、甲及び乙の罪責について、具体的な事実を示しながら論じなさい（特別法違反の点を除く）。

### 〔事例〕

- (1) X 株式会社の営業マン甲(34 歳、男性) は、某日夜、仕事を終えて帰る途中、JR の Y 駅付近において、大学時代に所属していた空手部の後輩乙(32 歳、男性) と偶然出会い、同駅の地下街にある寿司屋 Z において、同人と飲食を共にすることにした。甲及び乙は、いずれも、5000 円程の現金しか持ち合わせておらず、同店が現金払いのみでクレジットカードなどが使えないことを知っていたが、互いに他方が不足分の代金を支払ってくれるだろうと思い込み、各々、1 人前 1 万円の特上握り及び 1 杯 600 円のビール等を注文した。
- (2) Z で飲食を始めて 1 時間半ほどした頃、甲及び乙は、必要な飲食代金を双方が持ち合わせていなかったことを知った。そこで、甲が「この便所は、店の外にあるはずだから、用を足しに行くふりをして、そのままずらかってしまわないか。」と提案すると、乙も、「いいですね。じゃあ、先輩、先に行ってください。俺も、後から行きますから。」と言って同意し、Z から逃げ出した後は、Y 駅前の T 公園で落ち合うことにした。
- (3) まず甲が席を立ち、Z の出入口前にあるレジにいた店員 A(男性、59 歳) に対し、「トイレはどちらにありますか。」と尋ねたところ、A が「外に出られて右手奥になります。」と答えたため、「どうも。」と答えて店を出て、そのまま逃走した。その 5 分後、乙は、同様の手口で店外に出ようと Z の出入口に向かったところ、乙が甲の連れであり、甲が戻ってこないことに気付いた A から、トイレの場所を尋ねる前に、「お客さん、トイレならお勘定を済ませからにしてくれなきゃね。」と声をかけられ、驚いて一目散に Z を走り出て、甲と落ち合う予定であった T 公園に向かい、A も必死でこれを追いかけた。
- (4) 先に T 公園に着いて乙を待っていた甲は、乙が A に追いかけてくるのを見て、乙がへまをやったのかと怒りがこみ上げ、乙に対し、「何やってんだよ。さっさとのしちまえよ。」と声を荒げた。乙は、これを聞いて、何とかしなければと思い、立ち止まって追いかけてきた A の顔面を振り向きざまに右手拳で突いたところ、A が後方に転倒して、後頭部をレンガ製の花壇の角で強打し、そのまま気を失った。甲と乙は、A が倒れたのを見てそのまま逃走を果たした。
- (5) A は、その 20 分後、通行人らによって病院に運びこまれ、治療を受けたが、約 2 週間後に死亡した。A の死体解剖の結果、同人の死因は、後頭部を打撲したことによる硬膜下血腫であることが判明した。

以上